

改正案	現行
<p>（適用除外行為）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において証券業を営む者から売買の別（法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別をいう。以下この条において同じ。）及び銘柄について同意を得た上で、数及び価格（法第四十二条第一項第五号に規定する価格をいう。以下この条において同じ。）については証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為</p> <p>イ 当該証券会社が、外国の法人その他の団体の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条（口を除く。）において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国子会社」という。）</p> <p>ロ 当該証券会社が、外国の法人その他の団体に総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この口に</p>	<p>（適用除外行為）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において証券業を営む者から売買の別（法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別をいう。以下この条において同じ。）及び銘柄について同意を得た上で、数及び価格（法第四十二条第一項第五号に規定する価格をいう。以下この条において同じ。）については証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為</p> <p>イ 当該証券会社が、外国の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国子会社」という。）</p> <p>ロ 当該証券会社が、外国の法人その他の団体に発行済株式の総数の百分の五十以上の株式を自己又は他人の名義をもつて所有</p>

において同じ。)の百分の五十以上の議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該法人その他の団体(以下この条において「外国親会社」という。)

八 当該証券会社の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体

二 八に規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体

二下五 (略)

2 前項第一号において、当該証券会社及びその外国子会社又は当該証券会社の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該証券会社の外国子会社とみなし、当該証券会社の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体に総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該証券会社の外国親会社とみなす。

3~5 (略)

されている場合における当該法人その他の団体(以下この条において「外国親会社」という。)

八 当該証券会社の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体

二 八に規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体

二下五 (略)

2 前項第一号において、当該証券会社及びその外国子会社又は当該証券会社の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該証券会社の外国子会社とみなし、当該証券会社の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体に発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該証券会社の外国親会社とみなす。

3~5 (略)

(禁止行為)

第四条 法第四十二条第一項第九号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一五 (略)

六 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第二十号第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券)(以下この条において「時価新株予約権証券」という。)(又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下この条において「時価新株予約権付社債券」という。)(以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)(以外の優先出資証券を除く。)(の発行者が発行する株券(時価新株予約権証券の募集(令第一条の第四第一項に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。)(又は売出し(法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。)(の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株予約権付社債券)(又は優先出資証券で

(禁止行為)

第四条 法第四十二条第一項第九号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一五 (略)

六 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第二十号第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を表示する新株引受権証券)(以下この条において「時価新株引受権証券」という。)(以外の新株引受権証券、時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券(以下この条において「時価転換社債券」という。)(及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券(以下この条において「時価新株引受権付社債券」という。)(以外の社債券並びに時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。)(以外の優先出資証券を除く。)(の発行者が発行する株券(時価新株引受権証券の売出し(法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。)(の場合には株券又は時価新株引受権証券、時価転換社債券の募集(五十名以上

、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。）に該当するものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イ〜二（略）

七 安定操作取引又はその受託等をした証券会社が、その最初に行つた安定操作取引の時から前号の期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券若しくは優先出資証券について買付けの受託等若しくは売付け（証券会社（外国証券会社を含む。以下この号において同じ。）からの買付けの受託等又は証券会社への売付けを除く。）又は当該有価証券の売買に係る有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引（オプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において買主としての地位を取得するものの取得又はオプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において売主としての地位を取得するものの付与に限る。）の受託等（証券会社からの受託等を除く。）

の者を相手方として行う場合に限る。以下この号において同じ。）又は売出しの場合には株券又は時価転換社債券、時価新株引受権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株引受権付社債券）又は優先出資証券で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券（法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。）に該当するものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イ〜二（略）

七 安定操作取引又はその受託等をした証券会社が、その最初に行つた安定操作取引の時から前号の期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株引受権証券、時価転換社債券、時価新株引受権付社債券若しくは優先出資証券について買付けの受託等若しくは売付け（証券会社（外国証券会社を含む。以下この号において同じ。）からの買付けの受託等又は証券会社への売付けを除く。）又は当該有価証券の売買に係る有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引（オプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において買主としての地位を取得するものの取得又はオプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において売主としての地位を取得するものの付与に限る。）の受託等（証券会社からの

を
する
行為

八
十四
(略)

受
託
等
を
除
く。
)
を
する
行為

八
十四
(略)